

## 東近江市自転車駐車場の指定管理者の指定につき議決を求め ることについて

東近江市自転車駐車場の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 29 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市八日市駅自転車駐車場	滋賀県東近江市池庄町 437 番地 1	平成 31 年 4 月 1 日から 平成 36 年 3 月 31 日まで
東近江市能登川駅西自転車駐車場	公益社団法人東近江市シルバー人材センター	

#### 提案理由

東近江市自転車駐車場の指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。